

## 三井文庫所蔵の三都・非人関係史料

塚 田 孝

はじめに

近年、越後屋三井が三都において形成している様々な契機による社会的ネットワークの解明が進められた<sup>(1)</sup>。ここでは、経営内については店表の奉公人だけでなく台所方の奉公人をも視野におさめ、また、店への出入関係、抱屋敷の町屋敷経営、居町およびその周辺という地縁関係などの契機によって三井が都市民衆と向きあい、社会的関係を形成していたことが明らかにされてきた。このような社会的諸関係の一部に非人との関係も含まれていた。そのため、三井文庫所蔵史料の中にも非人に関連するものが断片的にはあるが、存在している。ここでは、そのうち、比較的まとまりのあるデータ・史料を紹介し、都市社会における非人の位置づけを考える一助としたいと考える。

(以下に述べる史料のうち特にことわりがないものはすべて三井文庫所蔵史料である。)

## 1 江戸

第1〜4表は、江戸の本店一卷に属する各店から、非人(報謝) 銭・仕切銭・仕着施料などの名目で、非人に恒常的に支出された銀高の一覧である。この支出は、本店一卷の帳簿組織の中における「小遣目録」(本店・「小遣方目録」(向店・芝口店) という帳面に記帳されている。第5表は、江戸両替店より「御精進日并日々少々宛遣候非人(報謝) 銭当季分」の名目で非人に支出された金銀高の一覧である。これは江戸両替店の勘定目録である「江戸店目録留」(本一七七八〜本一七八七)の

中の「店前入目」に計上されたものである。

これらの出銀の性格は、町人と非人小屋頭の間で結ばれる仕切関係に伴なうものと考えられる。仕切関係とは、「町人方」よりは「仕切候小屋頭」のみに米銭を施し、「仕切候小屋頭」の側では「外物貫非人とも（町人方）門口へ為立不申」ようにするという関係である。この仕切関係には、「仏事祝儀」などの際の吉凶勸進に対応した「仕切」と、「三日五節句」などの定式勸進に対応した「月並仕切」の二形態があった。

さて、各店毎に、支出名目の表現に若干の差異がある。とくに、芝口店の場合には、文政元年（一八一八）春季から明治四年（一八七二）春季まで全期間にわたって「非人松右衛門仕切（節句）銭」と「報謝銭」とが別項目となっているが、本店・向店の場合には一括して計上されている。別稿<sup>(4)</sup>において、これら一括した金額を「仕切銭」として分析したが、③系列―「孫左衛門・甚五郎仕着施料」（本店）、「番銭」（向店）、「非人松右衛門仕切（節句）銭」が、月並仕切銭であり、⑥系列―「非人（報謝）銭」（本店）、「非人銭」（向店）、「報謝銭」（芝口店）は、仕切銭であると考えべきかもしれない。江戸両替店よりの出金は「非人（報謝）銭」として名目の点でも一括されている。しかも、「御精進日并日々少々宛遣候」とあり、特定の非人への仕切銭ではなく不特定の非人の個別の勸進に応じたものの集計であるかのようにも見え、このことは逆に本店一巻各店の⑥

系列の出銀（報謝銭）も仕切銭ではない可能性を示唆するものと思われるかもしれない。しかし、享和二年（一八〇二）秋季の出銭項目には「御精進日并日々少々宛遣候非人銭、且出水二付御助被遣とも当季分」とあり、「出水二付御助」は、非人一般に対する「御助」とは考え難く、やはり特定の恒常的な関係を想定せざるをえない。つまり「非人（報謝）銭」は仕切銭と考えざるをえないのである。いずれにしても、江戸三井本店一巻各店および両替店は、「悪ねだり」対策のため、特定の非人と仕切関係を結んでいたことを確認しうる。

本店は、一八世紀初めには、孫左衛門という非人一人との間に、一九世紀には孫左衛門・甚五郎という二人の非人との間に仕切関係を結んでいたことが確認できる。なお、この孫左衛門・甚五郎は、長期に同一の名前が確認できるので、ある非人個人の名前とは考えられない。吉田伸之氏は、三井各店の施行・合力を分析して、非人は出入層のうち、台所出入（なかんずく町）の機能に連なる部分<sup>(5)</sup>に位置づく<sup>(5)</sup>とされた。そこで分析された施行・合力の関係史料にも孫左衛門・甚五郎の名が見える。次にいくつか例示してみよう。

(4) 安政五年（一八五八）二月一〇日の江戸本船町より出火の火事に際しての（但し、店舗は遣火）合力・心付（内永書）  
本一四一丙）――

「右何れも出火之砌早速駆付、致手伝候二付心付」とまとめ

られた中の本店分に次の如くある。

「二銭サ舟文宛 非人孫左衛門・甚五郎」

〆式人 一

(ロ) 安政六年正月に行なわれた、前年十一月二十五日の下谷陣堀

小路より出火の火事(駿河町店々并御抱屋敷数ヶ所中店逆も

御類焼)についての合力(「内永書」本一四二丙)――

本店分の内に次の如くある。

「二銭サ舟文ツ、非人兩人」

(イ) 文久元年(一八六一)五月に「昨年已来米穀始諸色格外高

直之折柄二付」行なわれた施行(「内永書」本一四二丙)――

本店「台所之分」の中に次の如くある。

「一鳥目イイ文宛 非人孫左衛門 本向組合孫太郎 同角内

〆ママ〆文 三人 一

「江戸糸見世」分の中に次のようにある。

「二銭イイ文 非人孫太郎 角内 〆式人サ舟文ツ、」

(ニ) 慶応三年(一八六七)七月に行なわれた、前年十一月の神

田永富町より出火の火事(「本店無難相遁れ」だが、「向店并

糸見世共御類焼)に際しての合力・骨折料(「内永書」本一

四一丙)――

本店の分に次のようにある。

「二銭イイ文 非人孫左衛門 一」

以上の例からも、本店と恒常的な関係をもっている非人は、

孫左衛門・甚五郎の兩人であることが確認できる。江戸糸見世との関係が知られる孫太郎・角内が、「本向組合」とされていることも注目されるが、この兩人についてはこれ以上の詳細は知られない。

次に向店との関係をもつ非人について見よう。「小遣方目録」の出銭項目には、対象の非人の名前は見えない。ここで、本店の場合と同様、施行・合力の際にどのように表われるかを見てみよう。

前掲(イ)の場合――

「出火之初早速駆付致手伝候二付心付」の向店分の中に次の

ようにある。

「二銭イイ文 非人芳兵衛」

前掲(ロ)の場合――

向店の分に次のようにある。

「二銭イイ文 非人七兵衛 由兵衛」

前掲(ニ)の場合――

向店「台所之分」に次のようにある。

「二銭イイ文 非人親方七兵衛」

前掲(三)の場合――

向店の分に次のようにある。

「二銭イイ文 非人七兵衛 由兵衛」

向店と恒常的な関係をもっている非人は、七兵衛・由兵衛の

二人であることがわかる。特に(イ)において、七兵衛の肩書が「非人親方」となっていることは、後述のように仕切関係結びうるのが非人小屋頭であるという点とかかわって注目してきたい。

次に芝口店の場合についてみよう。芝口店の「小遣方目録」の支出項目には「非人松右衛門」の名前が見えるが、施行・合力に関わる史料では、別の名前が見える。

前掲(イ)の場合――

芝口店「台所之分」の中に次のようにある。

「一銭イ<sup>(二)</sup>イ<sup>(一)</sup>文 非人頭 甚左衛門 長太 武人 サ舟文苑」

芝口店の場合、仕切錢に関わつては松右衛門、施行・合力に関わつては甚左衛門・長太の名前が見られる。両者の史料に見える時期が異なるので、単なる時期による変化とも考えられるが、本店の場合、人が変わつても同じ名前が使われていたことからみて、両者のくいちがいは、別の意味を持っているかもしれない。本店・向店が浅草非人頭車善七の持場内にあるのに対し、芝口店が品川非人頭松右衛門の持場内にあるためのちがいであろうか。仕切錢の支出項目の「松右衛門」が非人頭松右衛門にあたるのであれば、仕切関係の実際的な在り方から判断して、「松右衛門」は単なる名目の可能性が強い。芝口店にとつて通例のものである仕切錢の支出には非人または非人一般を松右衛門という名前で代表させていたといえるのではなからうか。そ

れが、施行・合力の場合、通例的なことではなく、その時の一回的な事実のため、より具体的な事実が史料に記されたのではなからうか。それが、甚左衛門・長太である。すなわち、松右衛門は「非人」一般の代名詞で、芝口店と恒常的な関係結んでいた非人は、芝口店の側からは具体的に甚左衛門・長太という名前と呼ばれていた者だったのではなからうか。

なお、江戸両替店と仕切関係を結んでいる非人の名前については不詳である。

さて、三井本店一巻各店と恒常的な関係をもつ非人として、本店については孫左衛門・甚五郎が、向店については七兵衛・由兵衛が、芝口店については甚左衛門・長太の名前が知られた。その他江戸糸見世と本店・向店組合として孫太郎・角内が知られた。ところで、仕切関係を結ぶことができるのは、非人組織の中で「其町内を勧進場所ニ預り居候小屋頭」であった。天保一四年(一八四三)の「市中」河岸地の非人小屋書上げは、「市中」河岸地の非人小屋を網羅したものである。先の三井と関係をもつ非人の名前のうち、七兵衛の可能性のある「伊勢町河岸」小屋頭七兵衛以外に、この書上げに同じ名前を拾うことができない。この七兵衛にしても、同一人である可能性があるというにすぎず、一般的には三井各店と関係をもつ非人の名前を見出せないということができよう。このことは、別稿<sup>(七)</sup>において考察した、一人の非人の非人組織の内での名前と町方・町人

との間で用いられる名前が異なる場合が間々見られることと関係しているものと考えられる。つまり、三井各店と仕切関係を結んでいる非人たちは、当然その地域を勧進場としている非人小屋頭であると考えられるが、非人組織内においては別の名前が登場しているものと想定されるのである。同一の非人が、非人組織内での名前と町方との間での名前が異なることは、両者の社会関係の質にかかわるものと考えるが、その点は別稿を参照いただきたい。

さて、仕切関係とこれらの表にかかわって、関係の初期、額の変化の二点を考えておきたい。まず、仕切関係の初期について。寛政元年（一七八九）の史料によれば、仕切関係は町方・町人がすべて結んでいるわけではない。つまり、非人の「悪ねだり」対策が必要な層が結ぶのであり、「悪ねだり」対策の必要でない場末の町人や店借りの者たちは結んでいなかったものと推定されるのである。このことは、仕切関係は、「悪ねだり」対策の必要な者から個別的に結ばれていくもので、ある時点で一斉に結ばれるようなものではないということを意味している。「小遣目録」「小遣方目録」が連年残し始める文政元年（一一八八）以前は、ごくわずかの年のデータしかえられないが、本店については、宝永・正徳期には、一九世紀に見られる仕切銭と全く同性格の出銭が記帳されている。一方この頃の「江戸二丁目店小遣方目録」は宝永七年（一七一〇）春・秋季、正徳元年

（一七一）春・秋季、正徳三年秋季の五冊が残されているが、仕切銭と考えられる出銭は一切記載されていない。向店の元文五年（一七四〇）春季の「小遣目録」には「非人銭」が計上されている。江戸両替店の場合、「江戸店目録留」によって天明六年（一七八六）春季分より連年のデータがえられるが、享和元年（一八〇一）までは「非人（報謝）銭」の支出はまったく記されていない。享和二年春季より仕切関係という形式に结晶したと見なすことができよう。以上のことより、三井各店のうちでも、「悪ねだり」対策の切実性に依じて個別的に結ばれていったことがわかる。本店一巻では、一八世紀初頭にはすでに仕切関係が結ばれている場合があり、一八世紀の中頃にはほぼすべてに仕切関係が結ばれたが、両替店は、一九世紀初頭まで遅れたものと思われる。これは、仕切関係は必要に応じて個別に結ばれていくという点を裏づけるとともに、本店における早期の仕切関係が一八世紀初頭にまでさかのぼるものであることを示している。さらに本店一巻の営業と両替店の営業とでは、「悪ねだり」による営業への支障は前者においてより切実だったことを示していると考えられる。

次に、金額の変化について連年のデータの得られる一九世紀についてみておこう。一九世紀の本店一巻各店の金額の推移は第1図に示した通りである。一八世紀についてみれば、一八世紀初頭に本店は一季当り銀一五〇目弱から銀三〇〇目台に急増

するが、その後は、一九世紀初頭の銀四〇〇目前後の所までの変化は分らない。向店は一八世紀中頃には銀一五〇目程であったが、一九世紀初頭には銀三〇〇目前後に達していた。第一図によつて、本店・向店・芝口店の仕切銭の推移を見て、第一に、年間にして銀数百目に及ぶ多額の金銭が恒常的に非人に支出されてきたことが注目される。第二には、本店の場合に最も典型的に表われているのだが、おおまかには天保飢饉の頃上昇して高値安定し、幕末にいたつて再び高まるという変化をたどつてゐる。この仕切銭の推移の意味づけについては別に論じたことがあるのでここでは触れない。江戸両替店からの仕切銭<sup>⑨</sup>「非人(報謝)銭」は、金額は一定していないが、天保期中頃までは、金が四く六両で銀が一〇目ほどであったが、それ以後は金がほぼ三両で銀が数十目になる。同時に天保頃までは、やや変動が見られるが、それ以後は金額の固定化にむかうようである。以上のような江戸各店よりの仕切銭は、近世から近代への転換に伴つて、明治四年(一八七二)八月の「賤称廃止令」を前後して、消滅していくのである。

## 2 大坂

第6表は、大坂本店から支出された「垣外番」給料の一覧である。これは大坂本店の「雑用方目録」<sup>⑩</sup>中の「諸色入用」に記

帳されている。

大坂においても、江戸の仕切関係と同質の関係が見られた。以前に筆者はこれを、特定の非人が町方(旦那)に恒常的に出入りする関係であるという点から、旦那出入関係と呼んだことがある<sup>⑪</sup>。ここでは、おおよそ次のような点を指摘した。この関係を結ぶ当事者は町(もしくは町人)と垣外若キ者であったが、どの若キ者が当事者たりうるかは、垣外番株の所持という非人組織の内部秩序に依存していた。町と出入りの垣外若キ者との金銭授受関係を見ると、(1)布施米銭、(2)奉加物(節季候・大黒舞・鳥追い)、(3)垣外番賃、(4)吉凶祝儀の四種類に概括でき、垣外若キ者にとつて垣外番株をもつ町とは、弟子を垣外番として派遣しうる町であるとともに、定式・吉凶の勸進の得意町だったのである。町の側で垣外番をおく最大の要因は「非人制道」すなわち「悪ねだり」対策であることはいうまでもない。なお、非人組織内での垣外若キ者―弟子(≡垣外番)という用語法に対して、町方では垣外番―若キ者と逆転して用いられることがあり注意を要する。

以上のことをふまえて、大坂本店からの「垣外番」名目の支出について考えてみたい。『大阪市史』三・四巻に収められた町触の中から、天保七年(一八三六)一月五日付に「高麗橋老丁目垣外番天満長吏下若キ者林助弟子長兵衛」、文久二年(一八六二)九月二十九日に「高麗橋老丁目垣外番天王寺長吏下

若キ者利助弟子長兵衛」を拾うことができる。大坂本店の所在する高麗橋一丁目の垣外番が存在したことは明らかであるが、第6表の「垣外番」支出が、この「町」の垣外番給の分担部分であるかどうかは、考慮の余地がある。「守貞漫稿」によれば、「垣外番」について、「每坊一人置之、又巨戸ニハ戸口特ニ小屋ヲ造リテ一人置之、屋夜戸口ヲ守ラスルモノアリ」とあるからである。このことは、非人組織内の垣外番株の中に「一軒番株」という形式が存在することに対応している。銀数十目から幕末維新期の銀数百目に及ぶ「垣外番」への多額の支出は「町」の垣外番給の分担である可能性とともに、「巨戸」大坂本店が独自においた垣外番の給料である可能性も残るといえよう。

さて、参考のために第6表をはなれて、大坂両替店と高麗橋三丁目の垣外番について若干触れておきたい。高麗橋三丁目の「町」の垣外番として「垣外番」某とその弟子と考えられる「丁ノ勘四郎」が存在していたことが知られる。三井大坂両替店の譲り替えや代判替え、あるいは同町内での屋敷買取りに際して、町の機能に連なる者たちへの出銀の中に、「垣外番」某と「勘四郎」への出銀が確認される。これは、彼らの「町」の垣外番としての位置にふさわしい。この「垣外番」某は「道頓堀参り候垣外番のもの」(「年中勘定仕法帳」続一一四——二)とあり、高麗橋三丁目は道頓堀垣外の縄張りであることがわかる。

さて、三井文庫所蔵史料中に、三井両替店宛の鳶田長史の請求など十数点が残存している。以下、参考のためこれ掲げる。

○(番給銀先渡ニ付鳶田長史吉左衛門嘆願書)(統五八一—三)

「乍憚以書付奉願上候

一毎度奉願上候儀憚多奉存候得共、私儀近年病身ニ罷成、其上  
 当春以来病氣ニ為取合、殊之外難儀仕候、何卒来丑年番給銀  
 御先渡シ被下度奉願上候、被為御聞届成下候ハ、御憐愍難  
 有奉存候、以上

寛政四年子十一月  
 鳶田 吉左衛門印

三ツ井御両替店

御手代衆中様

○(鳶田長史番質先渡受取証)(統七〇—四)

「 覚

一錢七貫八百文 但九匁替

代銀七拾目式分

右者来子正月も六月迄六ヶ月分番質、先渡被成下難有懣受  
 取申所、依而如件

天保十亥年十二月  
 鳶田長史 又七印

三井両替

御店

(以下、統七〇—四には、同形式の請取一〇通が続くため年代順に内容だけを摘記する。)

天保一二年(一八四一)七月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店

当七〜二月番質先渡し銭七貫八〇〇文(銀七一匁九九)

天保一二年二月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 翌一〜六月

(閏月含む) 番質先渡し銭七貫八〇〇文(銀七一匁七六)

天保一三年七月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 当七〜二月

番質先渡し銭七貫八〇〇文(銀七九匁一七)

天保一五年一二月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 翌一〜六月

番質先渡し銭七貫八〇〇文(銀七八匁)

嘉永二年(一八四九)七月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 当

七〜二月番質先渡し銭七貫八〇〇文(銀七八匁)

嘉永二年一二月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 当<sup>采之正カ</sup>戌七月<sup>六カ</sup>

「一二月迄」 銭七貫八〇〇文(銀七一匁七六)

嘉永六年一二月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 翌一〜七月番<sup>六カ</sup>

質先渡し銭七貫八〇〇文(銀八〇目三四)

安政五年(一八五八)正月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 当

一〜六月番質先渡し銭七貫八〇〇文(銀八三匁四六)

万延元年(一八六〇)七月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 当

七〜二月番質先渡し銭七貫八〇〇文(銀八七匁三六)

万延二年正月 嵩田長吏久三郎↓三井兩替店 当一〜六月番質

先渡し銭七貫八〇〇文(銀八九匁一)

○(諸請取証文)(統二六一—四)

「 覚

一銭壹匁文

右は例年歳暮為御祝儀被下之難有受納仕候

戌十二月

嵩田

亦七④

○(諸請取証文)(統二六一—四)

「 覚

一銭壹貫文

右は例歳暮為御祝儀被下之難有受納仕候

巳十一月

嵩田

亦七④

○(諸請取証文)(統二六一—四)

「 覚

一銭九貫百文也 拾壹匁替

代銀百目壹分也

右者来申正月より同六月迄閏共七ヶ月分番質、御先渡被成下難

有慥請取申候、依如件

安政六年十二月

嵩田長吏

久三郎④

三井兩替御店

これらのうち、吉左衛門が長吏であることは確認できないが、



亦七・久三郎は「鳶田長吏」との肩書が見える。高麗橋三丁目  
が道頓堀垣外の縄張りではなく（あるいは変化があり）鳶田垣  
外の縄張りであつて、彼らが「町」の「垣外番」の某である可  
能性を全面的には否定できないが、三井両替店が彼らの請取り  
の宛所となつてゐることからみて、「巨戸」大坂両替店の垣外  
番と考えることができるのではなからうか。

なお、大坂の非人に関わつて、天満文次よりの願書が興味深  
い。宛所が「三井御旦那様」とのみあり、その性格に不明の部  
分が残るが参考のため以下に掲げる。

○（出入方願書）（統二六四―五）

「乍恐奉願上候口上

一御旦那様之深々御影ヲ以、私シ始家内之もの共、栄々安穩ニ  
取続キ難有仕合奉存候、然は近年諸式高直ニ付、手詰り候度  
事ニ、多恐も御助力数度奉願上、毎事御聞濟被為成下、無此  
上御仁惠難有奉存候、且は両三年前以前方御入用等も多分被為  
在之候義、奉御察シ上、私シ共も御用役透間ニて内職等仕、  
相凌罷在候処、当夏以来方穀米并ニ諸品共追々引上り、実々  
難渋仕、此度御願之義も可差控管御座候得共、御旦那様方之  
御仁心ヲ奉蒙り候外ニ無致方者ニ而、平日之御光恩能奉存  
罷在候得共、何分諸品引上り、以甚不如意相暮シ候付、多恐  
奉存候得共、御施行等被思召、御助力ヲ伏而奉願上候、当節  
柄ニ而被為御立服在候得共、難渋人之私共何卒御勤弁之程奉

願上候、格別之御憐愍ヲ以、御聞濟被為成下候ハ、広太之  
御慈悲難有仕合奉存候、以上

添書奉願上候、若キもの六兵衛義、御町内日々出勤仕、御  
用向奉蒙り計りニ而、内職等も難出来候折柄ニ諸品高直ニ  
付難渋仕、暮シ方差詰り歎ケ敷次第御座候ニ付、御旦那様  
之御憐愍ヲ以、聊ニ而不苦、御助力御下ケ遣シ被為成下候  
様一重奉願上候、以上

慶応元丑年  
拾月

三井  
御旦那様

天満  
文次御

### 3 京都

京都においても、非人の町方に対する恒常的な旦那出入関係  
が存在し、それも悲田院のそれと、番人親方のそれとの二重の  
旦那出入関係という独特の形をとつていた。しかし、残念なが  
ら三井各店における系統的なデータを得ていないので、ここで  
は、三井の京本店と京両替店が共同して行なつた寒中非人施行  
のデータを紹介することにした。

第7表は、「用事留」（本七九五〜本八一五）から、各年の寒  
中非人施行の実施場所毎に施行対象人数を一覧にしたものであ  
る。第7表から、施行実施場所の推移を示したのが第2図であ

り、施行総人数の推移を示したのが第3図である。また、この第7表のデータのもとになった「用事留」の記載例を史料1・2に示した。また史料3に「永書」(本一・二三〇本一三一)に見える寒中非人施行関係記事の抜書をあげておいた。史料3で、享保二〇年(一七三五)二月二十九日の記事、享保二一年三月二一日の記事は、三井による寒中非人施行の始まりを示すものとして特に注目される。

ここに示した史料において、三井の行なう寒中非人施行についてはほぼ概が示されており、現在それ以外に補うべき材料を持っていないので、詳細な解説は避けて、いくつかの注目すべき点を指摘するにとどめたい。

〈寒中非人施行の開始〉 享保二〇年(一七三五)二月二五日から、翌年正月にかけて鴨川原で非人たちに粥を施行したのが、三井の寒中非人施行の始まりであった。「永書」享保二一年三月二一日の記事において、この時の経験が詳細に記されている。その中に、「重而ハ寒中ニ指出シ、極月一盃ニ相仕廻候様ニ工面可致事」とあり、以後は、寒の入りから二月晦日まで(但し、一二月中に節分がくればその日まで)粥を施行するという寒中非人施行の原則的方式が確認されたことがわかる。この三井による寒中非人施行の開始は、「世間より川原非人共寒中毎年かゆ指出候族数多相聞」という状況に促がされたものであった。すなわち、京都では、三井以外の大商人たちも寒中

非人施行を行なっていたことがわかる。これは、京都における施行の伝統にささえられた江戸や大坂にない特殊な状況ということができよう。

〈寒中非人施行の分担〉 享保二〇年(一七三五)二月よりの施行では「四条上荒神川原迄」すなわち四条以北については「手前」川本店が費用・要員を分担し、「四条下七条川原迄」すなわち四条以南は「両替店」が分担した。本店と両替店の等分の負担で寒中非人施行が行なわれるという体制は幕末まで変わらなかった。施行場所が三ヶ所に整理されてからも、たとえば文化三年(一八〇六)の場合、善四郎橋での施行人数二〇〇人のうち本店分一三〇人、両替店分七〇人とされ、総計四三〇人分宛という具合に、本店・両替店の同等負担という原則が貫かれたのである。

〈非人集団との関係〉 第7表のデータは、史料1・2に示したように、本店と両替店の調整の上で、本店より今年度の寒中非人施行の計画案を会所に提出して評議を求めたものからとったものである。史料2に見られるように、今年度の計画案を提出する参考に、昨年度の実績を付箋で示すようになるが、それを前年の計画と対比してみると、連年一人の狂いもなく計画通りに実施されたことが確認される。しかも、施行人数は、年によつて変動しており、機械的な計画決定とは考えがたい。このような実地的な計画立案が何故可能だったのだろうか。筆者は

非人集団内の状況を充分把握できる位置にある非人が計画立案の段階から施行実施の段階まで協力したことによって可能になったのではないかと推測する。この非人が、その年の施行を受ける非人の概数を掌握し、三井では事前にその数の報知を受け、それを基礎にして計画されたのではなからうか。享保二〇年（一七三五）一二月からの施行では、本店分担地域の施行場所それぞれ、①「東川原四条上ル所」には「棟梁川原預三助」が、②「同所下ル所」には「同大工」が、③「東川原三条上ル所、荒神口辺迄」には「川原預非人大温」が存在し、施行を受ける非人たちの「世話」をし、また彼らを取り仕切っていたことがわかる。彼らは、非人小屋頭と想定でき、彼らが「三条繩手下小屋の非人」や「二条又は聖護院辺小屋下ノ非人」らを熟知していたことは間違いない。彼らの寒中非人施行に占める位置は「川原預りの非人為世話料酒代呉候様相願候へとも、毎夜かゆの残り其世話人へ多指遣し候へハ、是にて相済候得とも、右ノ通申懸候事故、仕舞の節、棟梁へ鳥目三拾文、其次之もの兩人へ拾五文ツ、指遣候事」という言葉のうちに端的に示されているよう。文政四年（一八二二）の分から「非人頭」への銭二〇〇文の支出が記されるようになるが、これは「川原預り」の非人への鳥目と同性格のものと思われる。施行を受ける非人たちは「世話」し、掌握する「非人頭」は一貫して存在しつづけ、彼らなしには「寒中非人施行」は円滑に実施

しえなかつたものといえよう。

《寒中非人施行の中断》 第7表で空欄になっている年度のうち、明らかに寒中非人施行が行なわれなかつたことがわかる場合がある。文政四年（一八二二）の願書には「先例之通、寒中非人施行差遣シ度、則人数左之通」とあるが、通常の場合には史料1・2に見られるように「例年之通」とある。この表現の違いは、「例年之通」ではないこと、すなわち（文化一二年からの）空白のあつたことを示している、一方、文政一〇年の願書には「例年之通」とあるが、引かれている前例が「末」文政六年の実績であり、文政七・八・九年には寒中非人施行が行なわれなかつたことが明らかである。

《姥等》 寛政二年（一七九〇）に「外三日うばら」と記されて以降、寛政三年から毎年一斗五升の施行米が姥等に支給され続けている。姥等への支給は毎年定量であり、彼女らの集団として固定性が窺がえる。「人倫訓蒙図彙」によれば「姥等」女の物もらい也。としは若けれどもみづから婆等といふ。十二月廿日より出る。下京は五日六日の比も出る也。赤前垂に手拭かつぎ、いかきを手にて、婆等いわひませうと、幾人も一連に口々にわめきて、門くをめぐる也」とある。明治三年（一八七〇）まで姥等への施行が見られるが、これによって姥等の幕末までの存在が確認される。

《寒中非人施行の終焉》 「用事留（賄方）」（本八一六）明治

四年（一八七二）十一月の記事に次のようにある。

〔<sup>〔朱書〕</sup>相談濟〕

一当九月悲人御廃シ相成候ニ付、当年方寒中施行相見合可申積、此段御相談申上候、已上

未十一月

これによって明治四年八月に出された「賤称廃止令」を契機として、三井の寒中非人施行は終焉をむかえたことが理解できる。

ここまで、以下に紹介するデータ・史料の理解の一助に若干の解説を行ってきた。史料の不足から、推定や可能性を述べた点も多い。大方の御批判・御教示をお願いしたい。

(1) 吉田伸之「施行と其日稼の者―天保期前半、江戸町方の状況―」(百姓一揆研究会編『天保期の人民闘争と社会変革』上巻、校倉書房、一九八〇年)、同「近世都市と諸闘争」(「一揆」第三巻、東京大学出版会、一九八〇年)。

(2) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』第三章第一節「越後屋経営の基本分析」(吉川弘文館、一九八五年)。

(3) 仕切関係については、拙著『近世日本身分制の研究』第二部第三章「近世後期における江戸の非人と町方」(兵庫

部落問題研究所、一九八七年) 参照。

(4) 前掲拙稿「近世後期における江戸の非人と町方」。

(5) 前掲吉田伸之「施行と其日稼の者―天保期前半、江戸町方の状況―」。

(6) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料・市中取締類集 十一』河岸地調之部1、二五〇六二ページ。

(7) 拙稿「異なる呼称―近世後期・江戸の非人についての一考察―」(大阪市立大学文学部『人文研究』第四一巻第十分冊、一九八九年二月)。

(8)・(9) 前掲拙稿「近世後期における江戸の非人と町方」。

(10) 前掲賀川隆行「越後屋経営の基本分析」。

(11)・(12) 前掲拙著第二章第五章「三都の非人と非人集団」。

(13) 賀川隆行・樋口知子「大坂高麗橋三丁目の『水帳』と『毎月家持借屋人別判形帳』並びに三井両替店譲り替史料」(『三井文庫論叢』一七号、一九八三年)。

(14) 前掲拙稿「三都の非人と非人集団」。

付記 このデータ・史料を紹介するにあたって、三井文庫

研究員賀川隆行氏・西坂靖氏をはじめ三井文庫の方々にたいへんお世話になりました。また吉田伸之氏には史料の所在を含めて多大の御教示をいただきました。この場をかりて、皆様にお礼申しあげます。

第1表 江戸本店よりの非人（報謝）銭

年	銀 高	支 出 項 目
宝永 7 春	銀 136 匁 1	非人ぜに并ニ孫左衛門四季給代
秋	141 匁 2	非人銭并孫左衛門仕着セ代
正徳 1 春	149 匁 9	同 上
秋	173 匁 8	非人銭并孫左衛門江仕着代
⋮		
正徳 3 秋	372 匁 1	<sup>(マ)</sup> 緋人銭并孫左衛門四季給代
⋮		
正徳 6 春	373 匁 6	非人銭并孫左衛門仕季給代
⋮		
文政 1 春	461 匁 4	非人報謝銭 仕着施孫左衛門・甚五郎
秋	427 匁 4	非人報謝銭 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
2 春	333 匁 4	同 上
秋	369 匁 4	同 上
3 春	348 匁 8	同 上
秋	364 匁 5	同 上
4 春	372 匁 7	非人報謝銭
秋	360 目	同 上
5 春	432 匁 8	同 上
秋	365 匁 6	同 上
6 春	386 匁 5	同 上
秋	—	
7 春	103 匁 8	非人報謝銭 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
秋	388 匁 2	非人報謝銭 仕着施料孫左衛門・甚五郎
8 春	335 匁 5	非人報謝銭 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
秋	348 匁 6	同 上
9 春	367 匁 1	同 上
秋	—	
10 春	396 匁 9	同 上
秋	406 匁 7	非人報謝銭 仕着施料孫左衛門・甚五郎
11 春	420 匁 9	非人報謝銭 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
秋	416 匁 5	非人報謝銭 仕着施料共
12 春	210 匁 6	非人報謝銭
秋	370 匁 8	非人報謝銭 仕着料共
13 春	389 匁 3	同 上
天保 1 秋	388 匁	同 上
2 春	363 匁 5	非人報謝入用

第1表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目
天保2 秋	395 匁 2	非人報謝錢 仕着施料とも
3 春	395 匁 8	非人報謝入用
秋	405 匁 3	非人報謝錢 仕着施料とも
4 春	419 匁 7	同 上
秋	495 匁 9	同 上
5 春	419 匁	非人報謝入用
秋	475 匁 8	非人報謝錢 仕着施料とも
6 春	432 匁 2	非人報謝入用
秋	530 匁 3	非人報謝錢 仕着施料とも
7 春	465 匁 1	非人報謝錢
秋	596 匁 7	非人報謝錢 仕着施料とも
8 春	653 匁 6	同 上 ※1
秋	688 匁 1	同 上
9 春	649 匁 7	同 上
秋	691 匁 9	同 上
10 春	723 匁 3	同 上
秋	684 匁 2	同 上
11 春	711 匁 4	同 上
秋	627 匁 3	同 上
12 春	823 匁 2	同 上 ※2
秋	611 匁 3	同 上
13 春	674 匁 2	同 上
秋	604 匁 3	非人報謝錢
14 春	653 匁	非人報謝錢 仕着施料とも
秋	666 匁 5	同 上
15 春	664 匁 9	同 上
弘化1 秋	598 匁 6	同 上
2 春	662 匁 8	同 上
秋	606 匁 6	同 上
3 春	629 匁 9	同 上
秋	605 匁 5	同 上
4 春	666 匁 4	同 上
秋	609 匁 6	同 上
嘉永1 春	665 匁 5	同 上
秋	609 匁 8	同 上
2 春	710 匁 8	同 上
秋	609 匁	同 上

年	銀 高	支 出 項 目	
嘉永3春	655 匁9	非人報謝錢	仕着施料とも
秋	608 匁1	同	上
4春	657 匁9	同	上
秋	602 匁7	同	上
5春	669 匁2	非人報謝錢	
秋	605 匁	非人報謝錢	仕着施料とも
6春	618 匁8	同	上
秋	600 匁	同	上
7春	605 匁3	同	上
安政1秋	727 匁	同	上
2春	632 匁6	同	上
秋	598 匁2	同	上
3春	603 匁9	同	上
秋	608 匁7	同	上
4春	654 匁8	同	上
秋	625 匁3	同	上
5春	643 匁4	同	上
秋	637 匁3	同	上
6春	640 匁7	同	上
秋	702 匁1	同	上
万延1春	749 匁5	同	上
秋	—		
文久1春	688 匁2	同	上
秋	—	同	上
2春	670 匁2	同	上
秋	—		
3春	688 匁2	同	上
秋	843 匁6	同	上
元治1春	744 匁3	同	上
秋	879 匁5	同	上
慶応1春	879 匁6	同	上
秋	819 匁9	同	上
2春	804 匁6	同	上
秋	847 匁3	同	上
3春	863 匁8	同	上
秋	804 匁	同	上
4春	876 匁3	同	上

《東京本店》と改名

第1表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目
明治 1 秋	599 匁 7	非人報謝錢 仕着施料とも
2 春	1130 目	同 上
秋	876 匁	同 上
3 春	863 匁 5	同 上
秋	643 匁 6	同 上
4 春	582 匁 3	同 上
秋	—	同 上

出所) 江戸本店「小遣目録」(三井文庫所蔵史料 本 1611-1, -2, 本 2023-7, -8, -16, 本 2026-13, 続 3397-4, 続 4813)。

※ 1. (下ケ札)「世柄ニ准シ, 非人多ク手之内等例年ノ入用相増候ニ付, 如斯ニ御座候」

※ 2. (下ケ札)「右は閏月有之候付, 銀高相増申候」



第2表 江戸向店よりの非人銭

年	銀 高	支 出 項 目
元文 5 春	銀 167 匁 9	非人銭
⋮		
文政 1 春	342 匁 6 (内売方 258 匁 7 / 仕入方 83 匁 9)	非人銭番銭共
秋	222 匁 5 ( " 168 匁 / " 54 匁 5)	同 上
2 春	355 匁 2 ( " 268 匁 2 / " 87 匁 )	同 上
秋	221 匁 6 ( " 167 匁 3 / " 54 匁 3)	同 上
3 春	304 匁 2 ( " 229 匁 7 / " 74 匁 5)	同 上
秋	237 匁 ( " 178 匁 9 / " 58 匁 1)	同 上
4 春	323 匁 7 ( " 244 匁 9 / " 78 匁 8)	同 上
秋	233 匁 5 ( " 176 匁 3 / " 57 匁 2)	同 上
5 春	324 匁 4 ( " 244 匁 9 / " 79 匁 5)	同 上
秋	269 匁 2 ( " 203 匁 2 / " 66 匁 )	同 上
6 春	317 匁 3 ( " 239 匁 6 / " 77 匁 7)	同 上
秋	—	
7 春	275 匁 ( " 207 匁 6 / " 67 匁 4)	同 上
秋	285 匁 8 ( " 215 匁 8 / " 70 目 )	同 上
8 春	182 匁 4 ( " 137 匁 7 / " 44 匁 7)	同 上
秋	226 匁 7 ( " 171 匁 2 / " 55 匁 5)	同 上
9 春	250 目 ( " 188 匁 8 / " 61 匁 2)	同 上
秋	—	
10 春	291 匁 9 ( " 220 目 4 / " 71 匁 5)	同 上
秋	349 匁 4 ( " 263 匁 8 / " 85 匁 6)	同 上
11 春	275 匁 9 ( " 208 匁 3 / " 67 匁 6)	同 上
秋	410 目 ( " 309 匁 6 / " 100 目 4)	同 上 ※1
12 春	245 匁 6 ( " 185 匁 4 / " 60 目 2)	同 上
秋	357 匁 5 ( " 270 目 / " 87 匁 2)	同 上
13 春	219 匁 2 ( " 165 匁 5 / " 53 匁 7)	同 上
天保 1 秋	362 匁 5 ( " 273 匁 7 / " 88 匁 8)	同 上
2 春	239 匁 5 ( " 180 目 8 / " 58 匁 7)	同 上
秋	360 目 7 ( " 272 匁 3 / " 88 匁 4)	同 上
3 春	233 匁 4 ( " 176 匁 2 / " 57 匁 2)	同 上
秋	397 匁 4 ( " 300 目 / " 97 匁 4)	同 上
4 春	228 匁 9 ( " 172 匁 8 / " 56 匁 1)	同 上
秋	355 匁 9 ( " 268 匁 7 / " 87 匁 2)	同 上
5 春	256 匁 1 ( " 193 匁 4 / " 62 匁 7)	同 上
秋	347 匁 6 ( " 262 匁 4 / " 85 匁 2)	同 上

第2表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目
天保6春	251 匁4 (内売方 189 匁8 / 仕入方 61 匁6)	非人錢番錢共
秋	331 匁5 ( " 250 目3 / " 81 匁2)	同 上
7春	315 匁6 ( " 238 匁3 / " 77 匁3)	同 上 ※2
秋	356 匁8 ( " 269 匁4 / " 87 匁4)	同 上
8春	316 匁4 ( " 238 匁9 / " 77 匁5)	同 上
秋	361 匁8 ( " 273 匁2 / " 88 匁6)	同 上
9春	263 匁1 ( " 198 匁6 / " 64 匁5)	同 上
秋	334 匁6 ( " 252 匁6 / " 82 匁 )	同 上
10春	317 匁4	同 上
秋	352 匁1	同 上
11春	318 匁6	同 上
秋	355 匁5	同 上
12春	329 匁7	同 上
秋	334 匁7	同 上
13春	301 匁2	同 上
秋	479 匁	同 上 ※3
14春	450 目9	同 上 ※4
秋	303 匁6	同 上
15春	271 匁6	同 上
弘化1秋	282 匁3	同 上
2春	235 匁5	同 上
秋	276 匁4	同 上
3春	253 匁4	同 上
秋	273 匁6	同 上
4春	224 匁	同 上
秋	295 匁2	同 上
嘉永1春	228 匁5	同 上
秋	289 匁4	同 上
2春	260 目3	同 上
秋	285 匁7	同 上
3春	250 目7	同 上
秋	286 匁9	同 上
4春	253 匁2	同 上
秋	279 匁7	同 上
5春	309 匁3	同 上
秋	278 匁8	同 上
6春	246 匁1	同 上

年	銀 高	支 出 項 目
嘉永 6 秋	273 匁 8	非人錢番錢共
7 春	251 匁 8	同 上
安政 1 秋	326 匁	同 上
2 春	197 匁	同 上
秋	246 匁 5	同 上
3 春	263 匁 7	同 上
秋	269 匁 7	同 上
4 春	305 匁 2	同 上
秋	266 匁 2	同 上
5 春	266 匁 8	同 上
秋	220 目 1	同 上
6 春	265 匁 7	同 上
秋	264 匁 7	同 上
万延 1 春	310 目 2	同 上
秋	—	
文久 1 春	375 匁 5	同 上 ※ 5
秋	—	同 上
2 春	371 匁	同 上
秋	—	
3 春	393 匁 3	同 上
秋	264 匁 7	同 上
元治 1 春	390 目 8	同 上
秋	284 匁 8	同 上
慶応 1 春	447 匁	同 上
秋	360 目 8	同 上
2 春	388 匁 9	同 上
秋	381 匁 2	同 上
3 春	388 匁 3	同 上
秋	452 匁 4	同 上
4 春	363 匁 2	同 上
明治 1 秋	364 匁 7	同 上
2 春	—	

出所) 江戸向店「小遣方目録」(三井文庫所蔵史料 本2030-3, 続3402~続4745)。

- ※ 1. (下ヶ札)「近来勤化事并非人多相成候哉, 旁以此処前季の銀高相増申候」
- ※ 2. (下ヶ札)「夏中市中騒鋪, 町内別番錢割合相掛り, 前季の銀高相増申候」
- ※ 3. (下ヶ札)「火之元大切ニ付, 増番人之衆江, 三店相談之上, 付届致候ニ付, 銀高相増申候」
- ※ 4. (下ヶ札)「日光御参詣火之元大切ニ付, 町内増番之衆, 付届いたし候ニ付, 銀高相増申候」
- ※ 5. (下ヶ札)「火之元大切ニ付, 夜番加役仕切錢差出し并非人相増候旁銀高相増申候」

第3表 江戸芝口店よりの仕切銭・報謝銭

年	銀高	支出項目	銀高	支出項目
文政1春	銀65匁	非人松右衛門仕切銭仕着料	銀207匁1	報謝銭
秋	58匁2	非人松右衛門仕切節句銭	166匁5	同上
2春	64匁5	非人松右衛門仕切銭仕着施	236匁3	同上
秋	58匁3	非人松右衛門仕切節句銭	175匁8	同上
3春	65匁5	非人松右衛門仕切銭	303匁2	同上
秋	60目5	非人松右衛門仕切節句銭	174匁2	同上
4春	65匁7	非人松右衛門仕切銭	224匁4	同上
秋	57匁	非人松右衛門仕切節句銭	183匁1	同上
5春	71匁9	仕切銭	256匁8	同上
秋	58匁8	非人松右衛門仕切節句銭	181匁6	同上
6春	65匁7	非人松右衛門仕切銭	217匁6	同上
秋	—	—	—	—
7春	67匁5	仕切銭	217匁2	同上
秋	75匁6	非人松右衛門仕切節句銭	205匁2	同上
8春	68匁7	非人松右衛門仕切銭	216匁9	同上
秋	62匁3	非人松右衛門仕切節句銭	185匁8	同上
9春	69匁4	非人松右衛門仕切銭	215匁2	同上
秋	—	—	—	—
10春	82匁4	非人松右衛門仕切銭	254匁2	同上
秋	63匁8	非人松右衛門仕切節句銭	186匁5	同上
11春	68匁2	非人松右衛門仕切銭	225匁3	同上
秋	62匁9	非人松右衛門仕切節句銭	184匁8	同上
12春	68匁8	非人松右衛門仕切銭	222匁4	同上
秋	64匁8	仕切節句銭	196匁4	同上
13春	89匁8	非人松右衛門仕切銭	265匁2	同上
天保1秋	73匁6	非人松右衛門仕切節句銭	197匁4	同上
2春	67匁8	非人松右衛門仕切銭	223匁8	同上
秋	75匁6	非人松右衛門仕切節句銭	187匁5	同上
3春	71匁8	非人松右衛門仕切銭	218匁5	同上
秋	82匁2	非人松右衛門仕切節句銭	217匁5	同上
4春	79匁7	非人松右衛門仕切銭	216匁8	同上
秋	78匁5	非人松右衛門仕切節句銭	196匁7	同上
5春	79匁1	仕切銭	225匁9	同上
秋	78匁	非人松右衛門仕切節句銭	198匁5	同上
6春	81匁5	非人松右衛門仕切銭	223匁3	同上
秋	87匁3	非人松右衛門仕切節句銭	224匁6	同上

年	銀 高	支 出 項 目	銀 高	支出項目
天保 7 春	銀 83 匁 6	非人松右衛門仕切錢	銀 229 匁 5	報謝錢
秋	82 匁 3	非人松右衛門仕切節句錢	234 匁 4	同 上
8 春	85 匁 2	非人松右衛門仕切錢	295 匁	同 上
秋	83 匁 2	同 上	284 匁 6	同 上 ※ 1
9 春	105 匁	同 上	314 匁 6	同 上
秋	84 匁	同 上	290 目 7	同 上
10 春	88 匁 7	同 上	261 匁 6	同 上
秋	85 匁	非人松右衛門仕切節句錢	271 匁 2	同 上
11 春	98 匁 2	非人松右衛門仕切錢	271 匁 9	同 上
秋	84 匁	非人松右衛門仕切錢節句錢	277 匁 4	同 上
12 春	106 匁 1	非人松右衛門仕切錢	311 匁 9	同 上
秋	85 匁 3	非人松右衛門仕切節句錢共	283 匁 3	同 上
13 春	96 匁 3	非人松右衛門仕切錢	310 目 8	同 上
秋	87 匁 9	非人松右衛門仕切錢節句共	300 目 7	同 上
14 春	123 匁 1	非人松右衛門仕切錢 ※ 2	335 匁 6	同 上
秋	88 匁 5	同 上	291 匁 4	同 上
15 春	142 匁 2	同 上 ※ 3	274 匁 1	同 上
弘化 1 秋	103 匁 9	非人松右衛門仕切錢節句共	266 匁 2	同 上
2 春	113 匁	同 上	282 匁 8	同 上
秋	100 目 1	同 上	289 匁 7	同 上
3 春	122 匁 7	同 上	303 匁 8	同 上
秋	101 匁 9	同 上	289 匁	同 上
4 春	112 匁	同 上	289 匁 7	同 上
秋	100 目	同 上	287 匁 2	同 上
嘉永 1 春	120 目 8	同 上	310 目 1	同 上
秋	100 目 1	同 上	281 匁 3	同 上
2 春	132 匁 1	同 上	392 匁 1	同 上
秋	98 匁 2	同 上	242 匁 4	同 上
3 春	120 目	同 上	345 匁 4	同 上
秋	130 目 5	同 上	275 匁 7	同 上
4 春	120 目 3	同 上	367 匁 6	同 上
秋	140 目	同 上	296 匁	同 上
5 春	130 目 3	同 上	369 匁	同 上
秋	140 目 2	同 上	272 匁 2	同 上
6 春	120 目 5	同 上	377 匁 6	同 上
秋	139 匁 5	同 上	271 匁 5	同 上
7 春	129 匁 7	同 上	366 匁 9	同 上

第3表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目	銀 高	支出項目
安政 1 秋	銀142 匁 7	非人松右衛門仕切節句錢	銀 323 匁 6	報謝錢
2 春	128 匁 3	同 上	357 匁 5	同 上
秋	145 匁	同 上	283 匁 2	同 上
3 春	123 匁	同 上	342 匁 6	同 上
秋	147 匁	同 上	298 匁 5	同 上
4 春	136 匁 7	同 上	364 匁 5	同 上
秋	144 匁 9	同 上	297 匁	同 上
5 春	126 匁 7	同 上	358 匁 5	同 上
秋	148 匁 3	同 上	285 匁	同 上
6 春	125 匁	同 上	355 匁 5	同 上
秋	138 匁 5	同 上	295 匁	同 上
万延 1 春	147 匁 4	同 上	396 匁 8	同 上
秋	—		—	
文久 1 春	142 匁 8	同 上	359 匁 3	同 上
秋	—		—	
2 春	142 匁 8	同 上	373 匁 3	同 上
秋	151 匁 5	同 上	256 匁 8	同 上
3 春	148 匁 2	同 上	362 匁 8	同 上
秋	153 匁	同 上	235 匁 2	同 上
元治 1 春	147 匁 9	同 上	370 目	同 上
秋	153 匁 1	同 上	233 匁 3	同 上
慶応 1 春	152 匁 8	同 上	397 匁 5	同 上
秋	156 匁 3	同 上	227 匁 8	同 上
2 春	159 匁 5	同 上	358 匁 2	同 上
秋	152 匁 7	同 上	224 匁 2	同 上
3 春	159 匁 5	同 上	363 匁 2	同 上
秋	153 匁 3	同 上	279 匁 6	同 上
4 春	—		—	

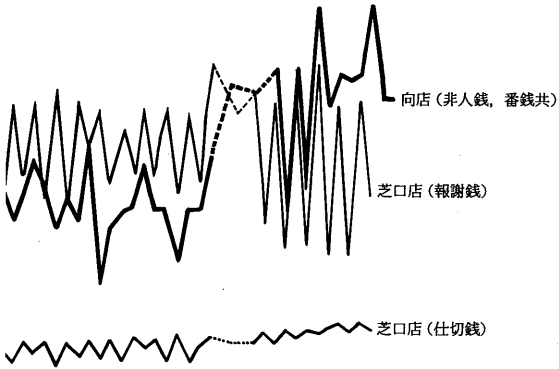
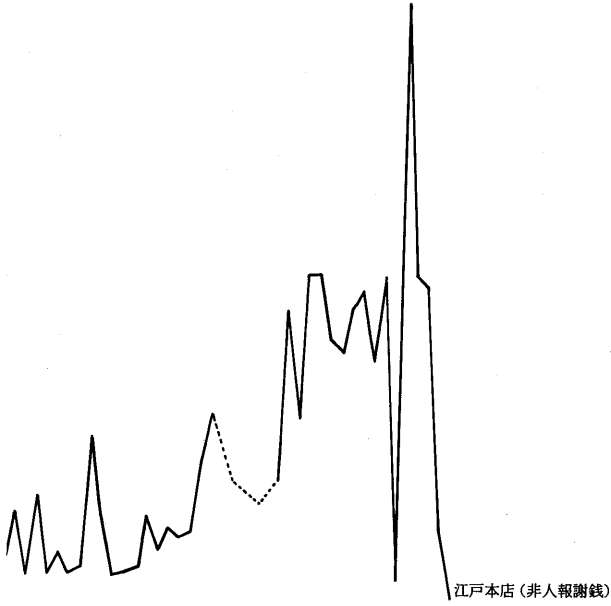
出所) 芝口店「小遣方目録」(三井文庫所蔵史料 続 3402～続 4733-1)。

- ※ 1. (下ヶ札)「非人多ク相成、依而銀高相増申候」
- ※ 2. (下ヶ札)「日光御参詣中、底下詰切為致候ニ付、銀高相高申候」
- ※ 3. (下ヶ札)「近火之砌、詰切等為致候ニ付、銀高相高申候」

第4表 横浜店よりの非人報謝銭

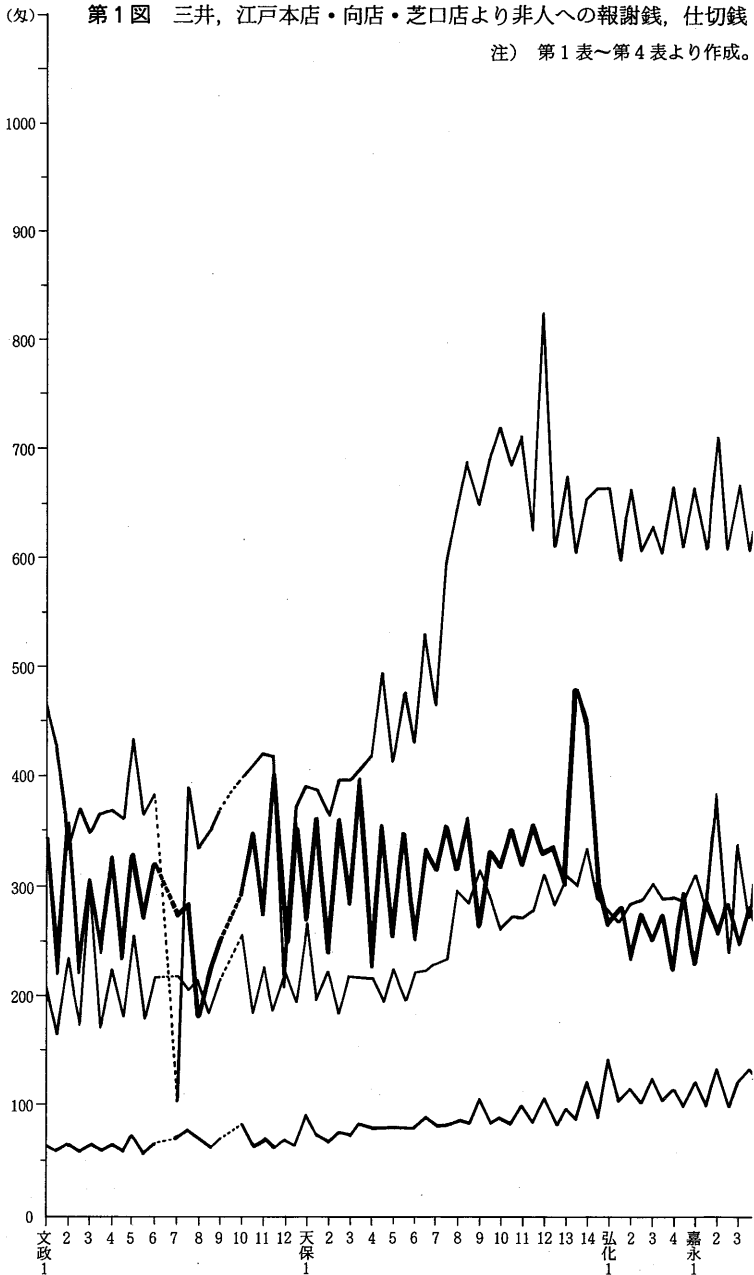
年	銀 高	支 出 項 目
安政 6 秋	銀 132 匁	非人報謝銭
万延 1 春	150 目	同 上
秋	—	
文久 1 春	108 匁 6	同 上

出所) 横浜店「小遣目録」(三井文庫所蔵史料 統4541-2, 統4556-3, 統4571-3)。



4 5 6 安政 2 3 4 5 6 万延 1 文久 2 3 元治 1 慶応 2 3 明治 1 2 3 4





第5表 江戸両替店よりの非人(報謝)銭

年	春	季	秋	季
享和 2	金 5両2	銀 4匁9※1	金 6両2	銀 1匁1※2
3	6両2	0匁7	3両2	9匁2
文化 1	4両3	14匁2	5両1	12匁5
2	5両2	2匁6	5両1	12匁3
3	1両2	10匁8	3両2	8匁2
4	5両2	5匁7※3	5両2	0匁2
5	6両1	1匁2	5両	7匁34
6	5両2	1匁3	5両	1匁1
7	5両1	0匁6	5両	2匁8
8	6両1	0匁8	4両3	14匁4
9	5両1	3匁3	4両3	10匁8
10	4両2	2匁3	4両2	12匁2
11	4両1	11匁6	3両3	9匁3
12	4両	5匁9	2両2	3匁4
13	3両3	12匁9	4両2	3匁9
14	4両	7匁9	3両3	9匁5
文政 1	4両1	2匁9	3両3	7匁5
2	4両2	2匁2	3両2	9匁1
3	4両1	3匁3	3両1	14匁3
4	4両1	2匁5	3両3	9匁1
5	4両3	11匁3	3両3	10匁7
6	4両1	3匁6	3両3	6匁
⋮				
天保 2			3両2	12匁6
3	4両2	10匁5	4両2	7匁2
4	4両1	9匁6	4両2	8匁3
5	4両1	12匁6	3両3	12匁6
6	3両3	12匁6	5両	4匁2
7	5両	7匁5	5両	57匁6
8	5両1	7匁1	5両	11匁6
9	2両	34匁7	2両3	52匁8
10	3両	79匁9	3両	54匁1
11		353匁4	3両	53匁4
12	3両2	62匁3	3両	53匁4
13	2両2	83匁4	3両	53匁4
14	3両	53匁4	3両	93匁

三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塚田）

年	春 季		秋 季	
弘化 1	金 2 両 3	銀 72 匁 6	金 3 両	銀 63 匁 2
2	2 両 2	92 匁 6	3 両	57 匁 6
3	<sup>(ア)</sup> 3 歩	14 匁 4	3 両	63 匁 6
4	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
嘉永 1	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
2	3 両 2	67 匁 2	3 両	57 匁 6
3	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
4	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
5	3 両 2	67 匁 2	3 両	57 匁 6
6	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
安政 1	3 両	57 匁 6	3 両 2	67 匁 2
2	3 両	56 匁 6	3 両	57 匁 6
3	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
4	3 両 2	67 匁 2	3 両	57 匁 6
5	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
6	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
万延 1	4 両 2	7 匁 2	3 両	57 匁 6
文久 1	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
2	3 両	57 匁 6	3 両 2	67 匁 2
3	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
元治 1	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
慶応 1	3 両 2	67 匁 2	3 両	57 匁 6
2	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
3	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
明治 1	3 両 2	67 匁 2	3 両	57 匁 6
2	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6
3	3 両	57 匁 6	3 両 2	67 匁 2
4	3 両	57 匁 6	3 両	57 匁 6

出所「江戸店目録留」（三井文庫所蔵史料 本1779～本1787）。

- ※1. 「御精進日并日々少々宛遣候非人銭当季分」……支出項目は、以下、注記する以外はほぼ同文である。
- ※2. 「御精進日并日々少々宛遣非人銭、且出水ニ付御助被遣とも当季分」。
- ※3. 当季以後、「非人銭」とのみあったのが、例外季（文化4年秋季・文政6年春季）を除き「非人報謝銭」と変わる。

第6表 大坂本店よりの垣外番給料

年	春季 (1月～7月)	秋季 (7月～12月)	年	春季 (1月～7月)	秋季 (7月～12月)
文政1	銀54匁	銀63匁	弘化2	銀101匁3	銀141匁3
2	73匁	76匁5	3	113匁8	141匁3
3	54匁	76匁5	4	109匁3	141匁3
4	54匁	76匁5	嘉永1	106匁3	141匁3
5	63匁	76匁5	2	108匁8	143匁3
6	54匁	—	3	102匁7	136匁6
7	54匁3	89匁3	4	106匁8	136匁5
8	70目4	84匁1	5	117匁	136匁5
9	61匁	—	6	104匁4	136匁5
10	71匁	87匁	安政1	104匁	148匁5
11	60目5	85匁2	2	108匁	132匁7
12	71匁1	83匁1	3	104匁8※2	135匁7
天保1	70目1	84匁1	4	124匁7※3	139匁2
2	61匁9	82匁9	5	108匁3	138匁9
3	59匁4	83匁5	6	107匁9	136匁1
4	67匁2	85匁3	万延1	128匁8	—
5	68匁3	86匁7	文久1	120目7	—
6	66匁4	95匁4	2	122匁5	—
7	116匁1※1	150目3	3	129匁4	175匁1
8	100目4	139匁7	元治1	162匁7	189匁4
9	107匁	139匁2	慶応1	238匁※4	208匁4
10	96匁9	142匁7	2	353匁1	468匁
11	91匁	143匁	3	457匁7	546匁5
12	117匁3	148匁7	明治1	610目3	488匁7
13	94匁8	149匁8	2	472匁4	465匁7
14	96匁8	141匁7	3	483匁7	258匁3
弘化1	93匁9	151匁8	4	289匁3	—

出所) 大坂本店「雑用方目録」(三井文庫所蔵史料 続3400～続4816)。

- ※1. (下ヶ札)「垣外番之部屋工面合にて、当春の門外へ差出し候ニ付、夜番并油賃旁相増申候」
- ※2. 「垣外番大黒舞」
- ※3. 「垣外番大黒舞つな貫合力」
- ※4. (下ヶ札)「諸式高直ニ付、給料増方願出、聞届遣し、銀高相嵩苦々敷奉存候」

第7表 寒中非人施行

	本店担当			両替店担当	計	施行日数	備考
	丸太町	二条河原	四条河原				
寛延2	40人	90人	70人	80人	180人	460人	
3							
宝曆1	28	126	60	上島 50 下島 50	220	534	
2							
3							
4							
5	40	100	90	100	上ル 100 下ル 70	500	25日
6	30	120	60	60	80 70	420	
7	40	90	170	50	250	600	
8	40	80	200	*1	上ル 140 下ル 110	570	21
9	50	130	200	150	250	780	
10							
11	40	110	100	80	200	530	
12	30	80	150	60	200	520	
13	50	70	110	50	190	470	
明和1	60	80	*2	200	270	610	

三井文庫所蔵の三都・非人関係史料(塚田)

第7表 (つづき)

	本店担当			両替店担当		計	施行 日数	備 考
	丸太町	二条河原	四条河原	善四郎橋	松原河原			
2	50人	70人	150人		240人	510人		
3	70	50	180		320	620		
4	50	60	200		230	540		
5	30	50	200	四条 善四郎橋とも	250	530		
6	40	60	350		400	850		
7	60	130	250	”	400	840		
8	80	120	350		360	910		
安永 1	60	80	230		350	720	17日	
2	20	46	220 (内善四郎橋60)		250	536	23	
3	40	85	100	80	350	655	22	
4	45	60	50	120	250	525	21	
5	75	70	160	150	340	795	18	
6	75	80	110	90	300	655		
7	45	55	150	200	360	810	27	
8	35	45	100	170	350	700	16	
9	50	95	200	150	400	895	12	
天明 1	60	80	100	100	405	745	19	

2	74	86	130	117	420	827	17	外三日うばら うばらへ1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升 " 1斗5升
3	88	94	155	136	443	916	16	
天明 4	75	80	善四郎橋	320	785	830	20	
5	丸太町・二条河原	170	310	310	310	830	14	
6	165	370	350	350	350	885		
7	200	300	300	210	710	710		
8	265	355	355	330	950	950	11	
寛政 1	350	400	400	460	1210	1210	21	
2	160	221	221	332	713	713	20	
3	220	270	270	280	770	770	13	
4	200	280	280	330	810	810	19	
5	360	300	300	300	960	960	21	
6	450	350	350	350	1150	1150	22	
7	320	280	280	330	930	930	22	
8	380	320	320	320	1020	1020	22	
9	370	300	300	320	990	990	25	
10	320	310	310	350	970	970	21	
11	280	300	300	280	860	860	25	
12	330	280	280	320	930	930	25	
享和 1	300	200	200	300	800	800	25	

第7表 (つづき)

	本店		当	面替店		計	施行 日数	備 考
	丸太町	二条河原		四条河原	善四郎橋			
2	300人		220人	300人		820人	25日	うばらへ 1斗5升
3	300		280		300	880	25	” 1斗5升
文化1	280		260		280	820	15	” 1斗5升
2	270		260		270	800	30	” 1斗5升
3	300		200*3 本店 130 面替店 70		360	860	24	” 1斗5升
4	330		280 150	130	350	920	21	” 1斗5升
5	320		330 185	145	360	1010	30	” 1斗5升
6	310		190 110	80	340	840	21	” 1斗5升
7	350		270 170	100	330	950	17	” 1斗5升
8	404		312 75	237	242	958	28	” 1斗5升
9	380		300 120	180	320	1000	20	” 1斗5升



三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塚田）

10	400	$\left. \begin{array}{l} 125 \\ 195 \end{array} \right\} 320$	330	1050	29	”	1斗5升	
文化11	380	$\left. \begin{array}{l} 340 \\ 185 \end{array} \right\} 155$	350	1070	24	”	1斗5升	
12								
13								
14								
文政1								
2								
3								
4	270	$\left. \begin{array}{l} 250 \\ 180 \\ 70 \end{array} \right\}$	380	900	17	うばらへ 1斗5升	出入の者雇用 の～85人	非人頭へ 200文
5	450	$\left. \begin{array}{l} 290 \\ 105 \\ 185 \end{array} \right\}$	370	1110	25	” 1斗5升	”	” 200
6	350	$\left. \begin{array}{l} 180 \\ 75 \\ 105 \end{array} \right\}$	320	850	16	” 1斗5升	”	” 200
7								
8								
9								

第7表 (つづき)

	本店		当	両替店		計	施行 日数	備考	
	丸太町	二条河原		四条河原	善四郎橋			松原河原	
10	350人		230人 本店110 両替店120		340人	920人	29日	うばらへ 1斗5升	出入の者雇 用の〜145人 非人頭へ 200文
11	350		230 90 140		300	880	19	“ 1斗5升	“ 95 “ 200
12	400		240 85 155		330	970	18	“ 1斗5升	“ 90 “ 200
天保1	380		260 100 160		320	960	28	“ 1斗5升	“ 90 “ 200
2	360		320 130 190		300	980	18	“ 1斗5升	“ 90 “ 200
3	340		280 110 170		280	900	30	“ 1斗5升	“ 150 “ 200
4	390		310 135 175		350	1050	24	“ 1斗5升	“ 120 “ 200
5	450		220 60 160		350	1020	17	“ 1斗5升	“ 85 “ 200
6	360		270 105 165		300	930	28	“ 1斗5升	“ 140 “ 200

三井文庫所蔵の三部・非人関係史料（塚田）

7	330	220 75 145 250	260	810	20	1斗5升	100	200
天保8	320	75 175 300 135 165	220	790	18	1斗5升	90	200
9	350	250 115 135	320	970	28	1斗5升	140	200
10	300	350 170 180	280	830	19	1斗5升	95	200
11	380	250 115 135	370	1100	17	1斗5升	85	200
12	300	270 130 140	280	830	26	1斗5升	130	200
13	310	260 140 120	300	880	16	1斗5升	80	200
14	300	250 135 115	320	880	29	1斗5升	145	200
弘化1	280	250 135 115	300	830	22	1斗5升	110	200
2	285	135 115	305	840	17	1斗5升	85	200

第7表(つづき)

	本店			当	西替店		計	施行 日数	備考	
	丸太町	二条河原	担		善四郎橋	松原河原			うばらへ 1斗5升	出入の者雇 用のべ135人
3	285人			270人 本店145 西替店125	305人	860人	27日	うばらへ 1斗5升	出入の者雇 用のべ135人	非人頭へ 200文
4	285			260 140 120	305	850	18	1斗5升	90	200
嘉永1	350			330 150 180	320	1000	17	1斗5升	85	200
2	340			310 140 170	310	960	26	1斗5升	130	200
3	380			350 165 185	360	1090	17	1斗5升	85	200
4	380			350 165 185	360	1090	17	1斗5升	85	200
5	400			340 160 180	380	1120	24	1斗5升	125	200
6	320			280 130 150	300	900	17	1斗5升	85	200
安政1	350			300 135 165	320	970	27	1斗5升	135	200

2	320	$\left. \begin{array}{l} 288 \\ 134 \\ 154 \end{array} \right\}$	300	908	22	" 1斗5升	" 110	" 200
安政 3	310 人	$\left. \begin{array}{l} 280 \\ 150 \\ 130 \end{array} \right\}$	330	920	18	" 1斗5升	" 90	" 200
		$\left. \begin{array}{l} 280 \\ 135 \\ 145 \end{array} \right\}$	300	890	27	" 1斗5升	" 135	" 200
4	310	$\left. \begin{array}{l} 330 \\ 150 \\ 180 \end{array} \right\}$	350	1060	19	" 1斗5升	" 95	" 200
5	380	$\left. \begin{array}{l} 310 \\ 140 \\ 170 \end{array} \right\}$	320	980	18	" 1斗5升	" 90	" 200
6	350	$\left. \begin{array}{l} 330 \\ 150 \\ 180 \end{array} \right\}$	350	1060	25	" 1斗5升	" 125	" 200
万延 1	380	$\left. \begin{array}{l} 340 \\ 160 \\ 180 \end{array} \right\}$	350	1060	18	" 1斗5升	" 90	" 200
文久 1	370	$\left. \begin{array}{l} 320 \\ 145 \\ 175 \end{array} \right\}$	340	1030	28	" 1斗5升	" 140	" 200
2	370	$\left. \begin{array}{l} 320 \\ 150 \\ 170 \end{array} \right\}$	330	1000	23	" 1斗5升	" 115	" 200
3	350	$\left. \begin{array}{l} 330 \\ 155 \\ 175 \end{array} \right\}$	340	1030	17	" 1斗5升	" 85	" 200
元治 1	360							

第7表 (つづき)

	本店担当		当	両替店担当		計	施行 日数	備考		
	丸太町	二条河原		四条河原	善四郎橋			松原河原		
慶応1	340人		本店180 両替店180	360人 350 185	320人	1020人	28日	うばらへ 1斗5升	出入の若雇用 のべ140人	非人頭へ 200文
2	360		165 400	185	340	1050	19	1斗5升	95	200文
3	380		195 500	205	370	1150	18	1斗5升		
明治1	450		240 400	260	430	1380	27	1斗5升	135	200文
2	350		215 450	185	380	1130	17	1斗5升	85	200文
3	430		200 250		380	1260	27	1斗5升	135	200文

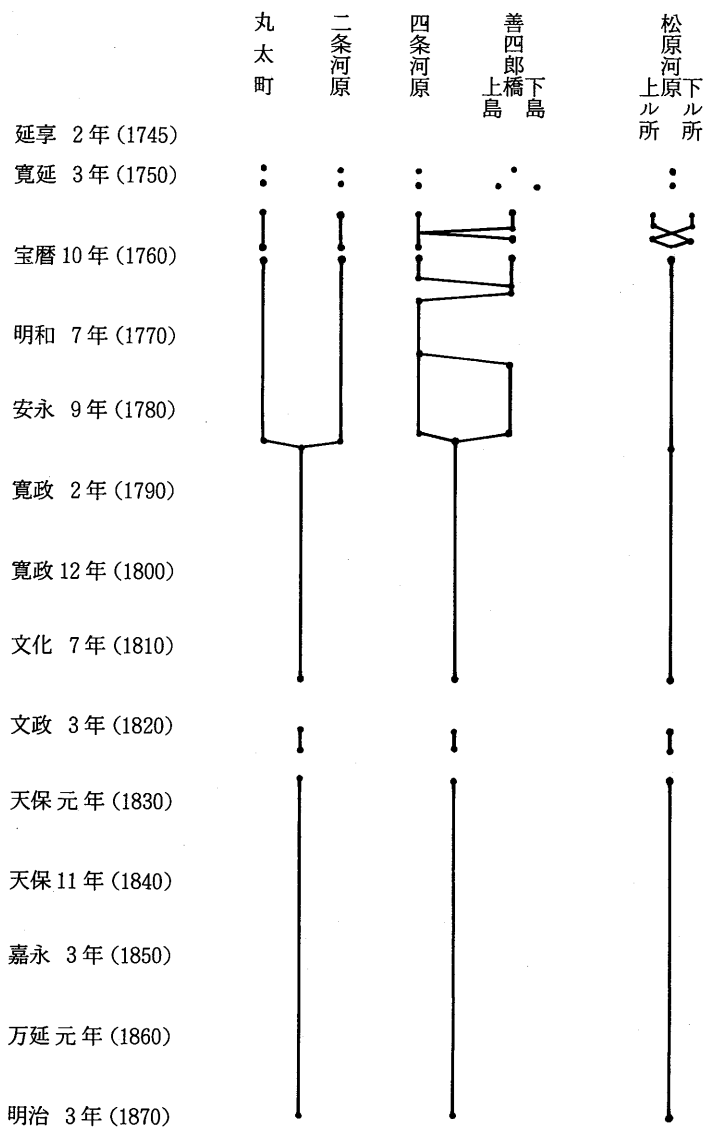
出所) 小遣方「用事留」、賄方「用事留」(三井文庫所蔵史料 本795～本816)。

※1. 「此所之非人川瀬葺リ候故、四條河原へ集」

※2. 「両町と申合、此所ニ差置不申由ニ而善四郎橋へ下」

※3. 「一善四郎橋 貳百人 内 百卅人 本店と 七十人 両替店と」

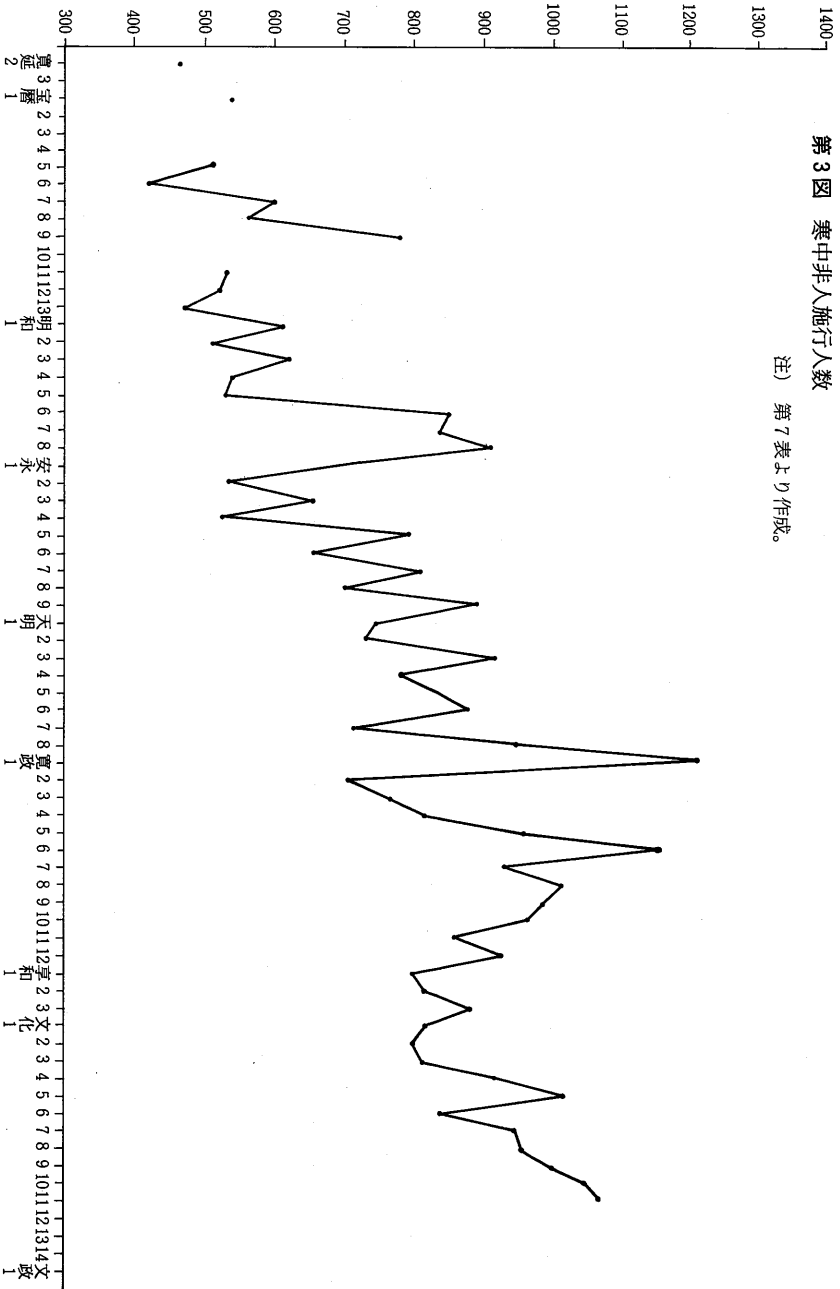
第2図 寒中非人施行実施場所



注) 第7表より作成。

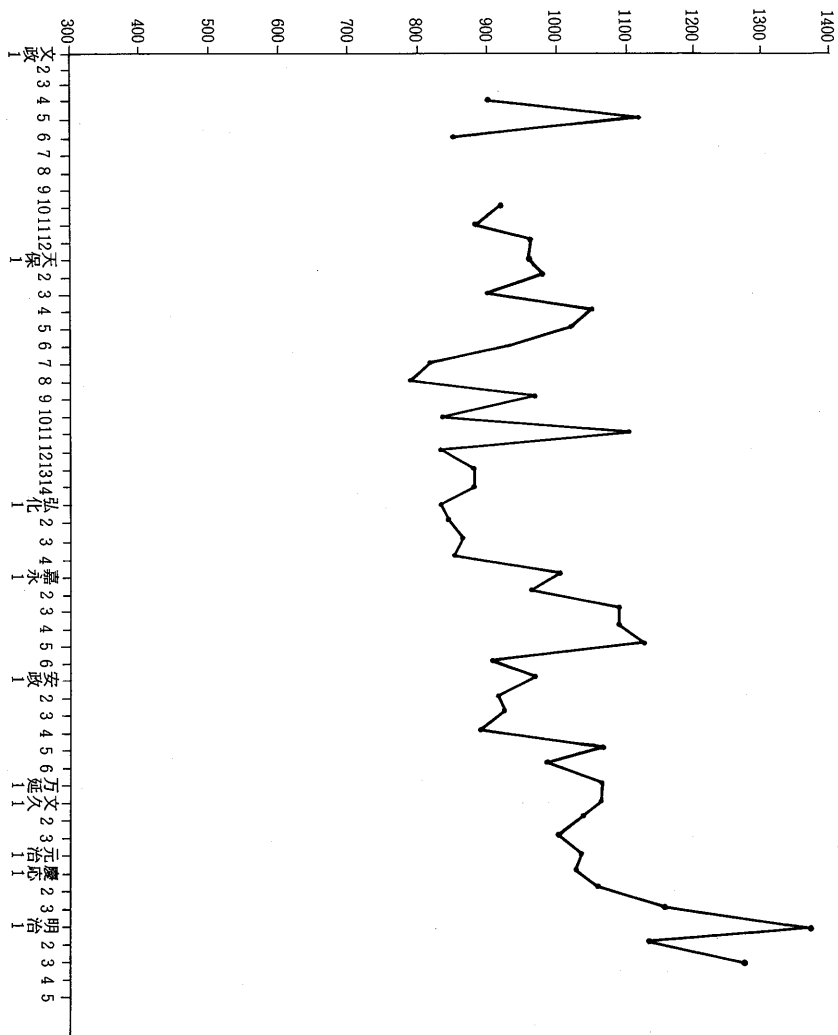
第3図 寒中非人施行人数

(注) 第7表より作成。





三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塚田）



史料1 宝曆五年（一七五五）「用事留（小遣方）」（本七九五）  
 一例年之通寒中非人江施行遣申度候間、御相談可被下候、則左  
 之通

丸太町 四拾人  
 二条井夷川 百人  
 四条下ル処 九拾人  
 善四郎橋 百拾人  
 松原上ル所 百人  
 同下ル所 七拾人  
 凡五百拾人計 内丸田町（マツ）と四条下ル所迄 貳百三拾人  
 善四郎橋（マ）下 貳百八拾人  
 凡貳百三拾人計と見而、凡日数廿五日之間  
 白米四石七斗五升（八五匁）  
（四百三匁七分） 此代ツ舟マエ入

右之通御座候、尤両替店と累年間合差遣候御事御座候、宜御  
 評儀可被下候、以上

亥極月朔日 彦四郎 勘助

右書付之趣を以、両替店聞合候処、則善四郎橋より下両替店  
 と差出候様申參候、然は手前方丸太町より四条下ル所迄差遣  
 し可申候事

但丸太町と四条下ル所迄貳百三拾人計

善四郎橋と松原下ル所迄貳百八拾人計  
 臘月二日聞届候、則明三日夕より差出し可申候  
 会所

史料2 寛政七年（一七九五）「用事留（小遣方）」（本八〇二）  
 覚

一例年之通寒中非人へ施行指遣申度、則人数左之通

(付 箋)

一丸太町 實年（四百五匁）ツ舟マシ人 三百貳拾人  
 二条川原 同（三百五匁） 貳百八拾人  
 一善四郎橋 同（三百五匁） 貳百八拾人  
 一松原川原 同（三百五匁） 三百三拾人  
 凡ウ舟マシ人 實年（九匁七） 千五百五匁人 三百三拾人

卯十一月

右之通御座候、宜敷御評定可被下候、以上

(付箋)

一寅年施行米 卷人前 四夕当

五石六升 日数廿二日

外二卷斗五升 うばら遣ス

凡五石貳斗壹升

代マ舟サママ入 (二百五十三分) 白米石 (七五五分) エササ入 (九六分)  
当年相場白米石ウカ、位

史料3 寒中非人施行関係「永書」抜書

〔享保二〇年（一七三五）二月二十九日〕 「永書」〔本一二三〕

廿九日晴天  
一当廿五日夕も東川原非人へ粥之施行有之、毎夕凡四斗ほど炊出し大桶三つ程二入、式人掛り三釣ニノ持出、四条の上荒神川原迄之処手前も悉ク指遣、四条の下七条川原迄之処両替店も持出悉ク指遣、今日ニ而未施行米高相知不申候

〔享保二一年正月五日〕

五日晴天  
一粥施行今日も又々初ル

〔享保二一年三月二日〕

一世間より川原非人共寒中毎なかゆ指出候族数多相聞へ、手前儀も困窮之節は指出申儀も有之候得共、毎年指出申義ニ而も無之、仍而当冬主中様方御相談之上、本店両替店も米五石ツ、都合両店も拾石かゆ二炊指出し、則仕方左之通

一本店 米五石綿屋次助方へ申渡

此代、七舟サシ、  
(二百五十分)

尤かゆ致候ニ付、上米吟味之上

白米ニてサシ、かへ  
(五十分)

但毎夜米四斗ツ、かゆに炊、大桶四ツへ入、四荷ニノ人数八人其外幸領男式人、外ニ番ノもの藤兵衛友次郎相添遣ス、尤本店請前之場所

東川原四条上ル所 八拾人余 棟梁川原預 三助と申非人也

同所下ル所 六拾人余 同 大工ト申非人也

右式ケ所凡非人数百五十人、此所へ人数相応の桶大小ニノ、上ル所下ル所為持遣、此人数

粥式荷 四人

幸領 作兵衛

番人 藤兵衛

ちやうちん式はり

五合桧杓式本

但非人者人前ひしやくニ一盃ツ、の積、尤者人前ニ米ニて壹合三夕余当ル、ひしやくニ汲候而たつふりと相見へ候積ニて、五合ひしやく少底をあげ候而遣ス、尤かいけひしやくニ而ハ柄短ク候由

此所へ三条縄手下小屋の非人囉ニ出候へは大分ノ事ニ候へ共、当年ハ八木下直ニ候故や、纒ならては出不申候事

一東川原二条上ル所の非人凡八拾人 二条上ル所凡六拾人余  
但此所川原預非人大温の市場二晝夜居申由、則是二世話  
致させ候事

但此辺にてかゆ指出候儀相知候得は、二条又は聖護院辺  
小屋下ノ非人数多貫ニ出申由、此人数大分ノ儀難相知  
候へ共、当年は寒氣も薄、又は八木下直に有之故哉、  
右小屋下ノ者存知之外無数候事、此所へ為持遣候品左  
之通

粥式荷四人 幸領者人但左兵衛 五兵衛  
所々へ 遣ス 向四郎兵衛 大吉 右之内者人ツ、 毎夜代りくニ

番人者人友次郎 ちやうちん式はり ひしやく式本  
仕方右ノ通也

右ノ通者人まへ苞合三夕余の積にて、四条下ル所荒神口迄  
人数凡三百人之積にて、米四石粥二焼、極月廿五日夜より指  
出ス、尤極月晦日ハ台所用向多候故差出不申、又正月朔日ハ  
四日迄非人沢山に貯致置候へハ、五日も御出被下候様に非人  
とも相願申二付、則五日夕より亦々指出し、依之正月十二日  
ノ夕迄出し、仕舞申事、然し重ハ寒中ニ指出シ、極月一盃  
に相仕廻候様ニ工面可致事、扱右之内宗清様思召付にて、非  
人共へ餅ヲとらせ候様被仰付、則川原町四条上ル町有田治右  
衛門方へ申付、三文取ノもち少しかさ高にして一夜指之出ス、  
此数者人前式つ宛ノ積、惣高六百也

一川原預りの非人、為世話料酒代具候様相願候へとも、毎夜か  
ゆの残り其世話人へ多指遣し候へは、是にて相濟候得とも、  
右ノ通申懸候事故、仕舞の節、棟梁へ鳥目三拾文、其次もの  
兩人へ拾五文ツ、指遣候事

(延享元年(一七四四)二月二八日) 「永書」(本二二四)  
廿八日書天  
一昨廿七日ハ東川原施行指出ス

(安永五年(一七七六)二月六日) 「永書」(本二二六)  
六日書天  
一毎例之通非人共へ施行之粥指出候

(安永六年(一七七一)二月七日) 出候  
七日書天  
一今日七ツ時寒ニ入 一例年之通河原非人へ施行之粥今夕ハ指

(天明三年(一七八三)二月八日) 「永書」(本二二八)  
八日書天  
一今朝六ツ過時五条坂東乞食小屋余程致焼失候事  
一今日も例之通非人施行致遣候事也

(天明四年(一二月四日) 四日書天  
一施行粥指出ス

(天明七年二月四日)

一寒中施行粥当二日と差遣申候事

(寛政元年(一七八九)二月二五日)

一寒中施行今日と指遣候事

「永書」(本二二九)

(寛政三年二月一三日)

一寒中施行之粥今日より差出候事

(寛政四年二月二日)

一每例之通寒中施行朔日と差出候事

(寛政七年(一七九五)二月)

一每例之通寒中施行朔日と差出候事

一例年寒中施行粥之義、今年之御一件筋二付、遠慮之旨を以、  
狹屋町三条下ル町乾伝兵衛方借受焼出差遣候、両替店は河原  
町四条上ル町則松野方と焼出遣候事

(寛政八年二月一〇日)

一例之通寒中施行粥今日と指出候事、尤昨年は乾伝兵衛方ニ而  
為焼候へとも、今年は店表より直ニ遣候也

(寛政九年二月三日)

一寒中施行粥今夕と差出候事

(寛政一〇年二月三日)

一每例之通寒中施行粥今日と差出候事

(寛政一一年二月九日)

一寒中施行粥今日と差出候事

(寛政一二年二月二〇日)

一每例之通寒中施行粥今日と差出候事

(享和元年二月二六日)

一每例之通寒中施行粥差出候事

(享和二年(一八〇二)二月二日)

一每例之通寒中施行粥差出候事  
一寒之入遅く候故当年ハ寒前と差出又

